

駐車場賃貸借契約書

第1条 合意

賃貸人 (以下「甲」という) は、賃借人 (以下「乙」という) に対し、左記の土地 (以下「本件土地」という) を自動車台数 1 台 (車両番号 番) の保管場所として使用する目的で賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

所 在 :

名 称 :

駐車位置番号 :

第2条 賃貸借期間

本契約の契約期間は、平成 年 4 月 1 日より平成 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了 3 ヶ月前までに当事者のいずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に 1 ヶ年延長するものとし、以後期間満了となった場合も同様とする。

第3条 賃料

賃料は 1 ヶ月金 万円とし、乙は毎月末日限り翌月分を甲に持参または甲の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。

第4条

甲は乙から、本契約成立時に第 3 条の賃料の支払いを担保するため敷金として金 万円を受領した。

甲は本契約が終了し、乙が本件土地を完全に明け渡し、かつ、甲に対する一切の債務を完済した後に敷金を返還する。

この敷金は無利息とする。

第5条 賃借人の義務

乙は甲の定めた管理規則にしたがって本件土地を使用しなければならない。

乙またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場及びその付属施設並びに駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかにその損害を賠償しなければならない。

第6条 賃貸人の免責

甲は、駐車場にある乙の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。

第7条 解約

甲乙は、少なくとも3ヶ月前の予告をもって、この契約を解約することができるものとする。但し、乙は予告に代え3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができる。

第8条 無催告解除

乙が次の各号の一に該当したときは甲は何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1)賃料の支払いを怠ったとき
- (2)甲の定めた管理規則に違反したとき
- (3)その他本契約の条項にでも違反したとき

第9条 損害金

乙は本契約が終了した場合において、直ちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約終了の日の翌日から原状回復の完了に至るまで1日につき、金 〇〇〇〇〇 円の損害金を支払わねばならない。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

	(住所)	
貸主	(氏名)	印
	(住所)	
借主	(氏名)	印